

# スチュワードシップ活動に関する基本方針

2020年9月30日制定  
2022年5月16日改訂

大和アセットマネジメント株式会社

## Ⅰ 基本的な考え方

当社は、資産運用会社として、各金融商品の約款等に定める基本方針等に沿って、それぞれの運用目的に沿った運用目標を最大限達成するように努め、受託者責任（忠実義務、善管注意義務）を遂行することを第一義と考えています。

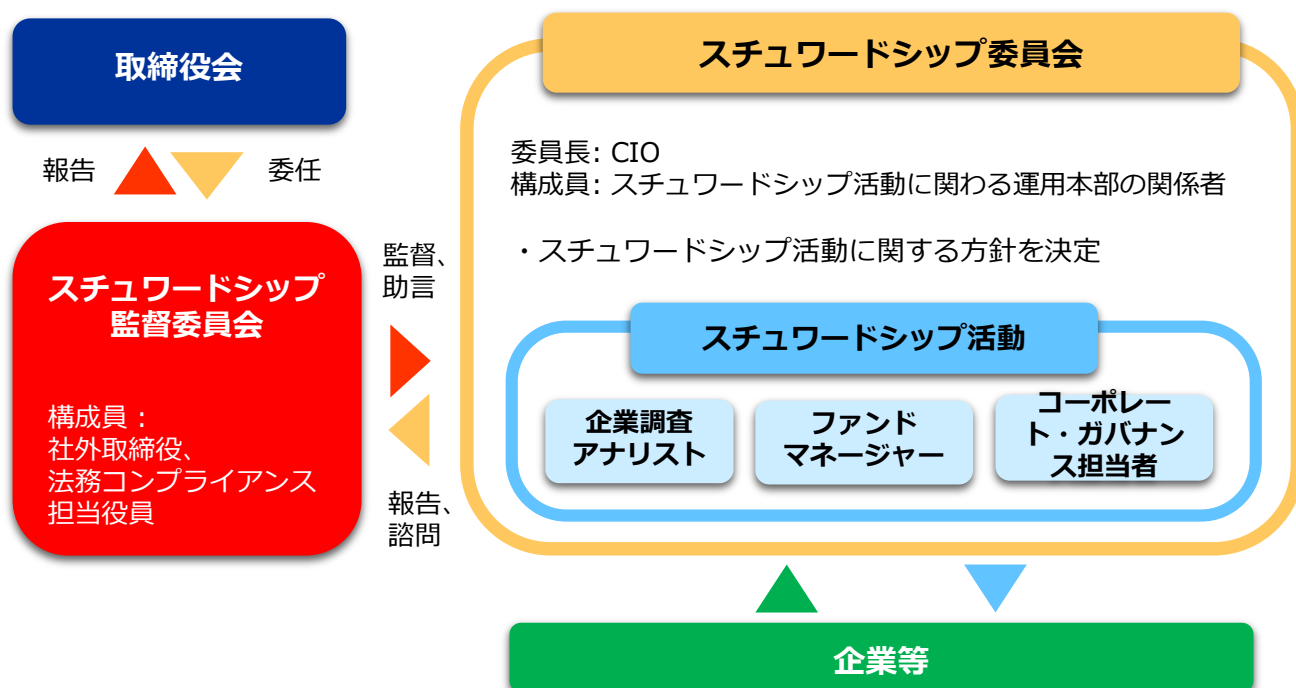
この目的を達成するためには、株式や債券といった投資対象資産の適切な選択だけでなく、それらを発行している企業や団体（以下、「企業等」といいます。）の中長期的価値や持続可能性（サステナビリティ）の向上が不可欠であり、同時に社会の持続可能性の維持が前提となります。

当社は、スチュワードシップ活動を通じ、企業等の中長期的価値や持続可能性の向上に寄与し社会の持続可能性の維持に貢献することで、運用業務における受託者責任を果たすとともに、企業としての社会的責任をも果たしたいと考えています。

## Ⅱ 活動の体制

当社は、経営と運用の分離の観点から、運用本部内にCIO（Chief Investment Officer）を委員長とし、スチュワードシップ活動に関わる運用本部の関係者で構成する「スチュワードシップ委員会」を設置しています。委員会がスチュワードシップ活動に関する方針を決定し、委員会の統括の下、企業調査アナリスト、ファンドマネージャー、コーポレート・ガバナンス担当者が組織的に活動を行います。

また、社外取締役と利益相反管理統括責任者である法務コンプライアンス担当役員で構成する「スチュワードシップ監督委員会」（以下「監督委員会」といいます。）が、スチュワードシップ活動における利益相反管理を監督し、取締役会への報告や必要に応じて利益相反管理に関して改善の勧告等を行う体制としています。監督委員会は、委員長及び構成員の半数以上を社外取締役とすることで、経営・執行に対して独立性を担保し、牽制機能を果たす体制としています。



## 活動方針

当社は、スチュワードシップ活動に関する基本的な考え方に基づき、以下のとおり活動を行います。

## ESG

- 当社は、受益者および企業等とともに、インベストメントチェーンの一翼を担うにあたりESGの要素を重視します。
- 当社のESGに対する考え方、重要事項（マテリアリティ）を抽出した「ESG投資方針」を定め、当該方針の下、投資先である企業等や社会の持続可能性の維持、向上に資するべくスチュワードシップ活動を行います。

## 建設的な対話（エンゲージメント）

- 建設的な対話では、企業等の状況の的確な把握と認識の共有に努めるとともに、企業等の中長期的価値や持続可能性の向上に資することを目指します。
- 財務面だけでなく、非財務面を含む企業等の状況全般について、企業等と重点的に対話を深めたいと考える観点を整理した「企業等との建設的な対話の方針」を定め、当該方針の下、積極的に対話を行います。

## 議決権行使

- 議決権の行使に当たっては、企業等の中長期的価値や持続可能性の向上を目的とし、少数株主利益にも配慮します。
- 賛否判断に対する基本的な考え方や具体的な基準を「議決権の行使に関する方針」に定め、当該方針の下、適切に議決権を行使します。